⑽　原子量は、2007年国際原子量表によるものとする。分子量は、この表により計算した後、小数点以下２桁までに整理する。

⑾　減圧は、別に規定する場合を除き、2.0kPa以下とする。

⑿　液性を酸性、アルカリ性又は中性として示す場合は、別に規定する場合を除き、リトマス紙を用いて試験する。液性を詳しく示すには、pH値を用いる。

⒀　溶質名の次に「溶液」と記載し、特にその溶媒名を示さないものは、水溶液を示す。

⒁　溶液の濃度を「(１→３)」、「(１→10)」、「(１→100)」等と記載したものは、固体は１g、液体は１mLを溶媒に溶かし、全量をそれぞれ３mL、10mL、100mL等とした場合の割合を示す。また、混液を「(１：10)」、「(５：３：１)」等で示したものは、液体の１容量と10容量の混液、５容量と３容量と１容量の混液等を示す。

⒂　飼料添加物の試験は、別に規定する場合を除き、常温で行い、操作直後に観察するものとする。ただし、温度の影響のあるものの判定は、標準温度における状態を基準とする。

⒃　物理的・化学的性質の項において、「白色」と記載したものは白色又はほとんど白色、「無色」と記載したものは無色又はほとんど無色を示すものとする。色調を試験するためには、別に規定する場合を除き、固体の飼料添加物にあっては当該飼料添加物１gを白紙上又は白紙上に置いた時計皿にとり観察し、液体の飼料添加物にあっては内径15mmの無色の試験管に入れ白色の背景を用い液層を30mmとして観察する。液体の飼料添加物の澄明性を試験するには、黒色又は白色の背景を用い、前記の方法を準用する。液体の飼料添加物の蛍光を観察するには、黒色の背景を用い、白色の背景は用いない。

⒄　物理的・化学的性質の項において、「無臭又は臭いがない」と記載したものは、臭いがない、又はほとんど臭いがないことを示すものである。臭いを試験するためには、別に規定する場合を除き、固体又は液体の飼料添加物は、その１gを100mLのビーカーにとり、行う。

⒅　物理的・化学的性質の項において、溶解性を示す用語は、次によるものとする。溶解性は、別に規定する場合を除き、飼料添加物を、固形の場合は粉末とした後、溶媒中に入れ、20±５℃で５分間ごとに30秒間強く振り混ぜるとき、30分以内に溶ける度合いをいう。

| 用　語 | 溶質１g又は１mLを溶かすために要する溶媒量 | |
|---|---|---|
| 極めて溶けやすい | | １mL未満 |
| 溶けやすい | １mL以上 | 10mL未満 |
| やや溶けやすい | 10mL以上 | 30mL未満 |
| やや溶けにくい | 30mL以上 | 100mL未満 |
| 溶けにくい | 100mL以上 | 1,000mL未満 |
| 極めて溶けにくい | 1,000mL以上 | 10,000mL未満 |
| ほとんど溶けない | 10,000mL以上 | |

⒆　飼料添加物の試験において、飼料添加物が溶媒に溶ける又は混和するとは、澄明に溶ける、又は澄明に混和することをいう。ただし、僅かの繊維又はごみを認めても差し支えない。

⒇　確認試験は、飼料添加物又は飼料添加物中に含有されている主成分等を確認するために行う試験とする。

(21)　純度試験は、飼料添加物中の混在物を試験するために行うもので、各条の他の試験項目と共に飼料添加物の純度を規定する試験とし、通例、その混在物の種類及びその量の限度を規定する。この試験の対象となる混在物は、飼料添加物を製造する若しくは保存する間に混在を予想されるもの又は有害な混在物、例えば、重金属、ヒ素等とする。また、異物を用い、又は加えることが予想される場合についても、この試験を行う。

(22)　「澄明」、「ほとんど澄明」、「僅かに微濁」、「微濁」又は「混濁」と記載したものは、次の基準によるものとする。

濁度標準原液　0.1mol/L塩酸14.1mLに水を加えて50mLとする。この液１mLは、Cl　１mgを含む。

濁度標準液　濁度標準原液10mLに水を加えて1,000mLとする。この液１mLは、Cl　0.01mgを含む。

ア　澄明　濁度標準液0.2mLに水を加えて20mLとし、これに硝酸（１→３）１mL、２w/v%デキストリン溶液0.2mL及び２w/v%硝酸銀溶液１mLを加え、15分間放置したときの濁度以下とする。ただし、浮遊物等の異物の混入をほとんど認めないものでなければならない。

イ　ほとんど澄明　濁度標準液0.5mLに水を加えて20mLとし、これに硝酸（１→３）１mL、２w/v%デキストリン溶液0.2mL及び２w/v%硝酸銀溶液１mLを加え、15分間放置したときの濁度とする。ただし、浮遊物等の異物の混入をほとんど認めないものでなければならない。

ウ　僅かに微濁　濁度標準液1.2mLに水を加えて20mLとし、これに硝酸（１→３）１mL、２w/v%デキストリン溶液0.2mL及び２w/v%硝酸銀溶液１mLを加え、15分間放置したときの濁度とする。

エ　微濁　濁度標準液６mLに水を加えて20mLとし、これに硝酸（１→３）１mL、２w/v%デキストリン溶液0.2mL及び２w/v%硝酸銀溶液１mLを加え、15分間放置したときの濁度とする。

オ　混濁　濁度標準原液0.3mLに水を加えて20mLとし、これに硝酸（１→３）１mL、２w/v%デキストリン溶液0.2mL及び２w/v%硝酸銀溶液１mLを加え、15分間放置したときの濁度とする。

(23)　乾燥又は強熱するときの恒量とは、別に規定する場合を除き、引き続き更に１時間乾燥又は強熱するときの前後の秤量差が、前回に量った乾燥物又は強熱した残留物の質量の0.10%以下であることをいう。ただし、化学はかりを用いたときの秤量差が0.5mg以下の場合、セミミクロ化学はかりを用いたときの秤量差が0.05mg以下の場合及びミクロ化学はかりを用いたときの秤量差が0.005mg以下の場合は、恒量とみなす。

(24)　定量法は、飼料添加物の組成、成分の含量又は含有単位等を物理的、化学的又は生物学的方法により測定する試験法である。

(25)　定量に供する試料又は標準品の採取量に「約」を付けたものは、記載された量の±10%の範囲をいう。また、試料又は標準品について単に「乾燥し」とあるのは、各条又は標準品の乾燥減量の項と同じ条件で乾燥することとし、試料について単に「強熱し」とあるのは、各条の強熱減量の項と同じ条件で強熱することとする。

(26)　各条の定量法で得られる成分含量の値について、単にある%以上を示し、その上限を示さない場合は、101.0%を上限とする。また、含量の項において、例えば、「表示量の90～110%に対応する純品を含む。」と規定してあるのは、化学的純物質又はこれに対応するものを100%含むように調製し、これを定量するとき、上記の範囲内にあることを示し、また、「表示力価の85～125%を含む。」と規定してあるのは、有効期間中表示力価を保つように調製し、これを定量するとき、上記の範囲内にあることを示す。

(27)　一般試験法及び各条に規定する試験法に代わる方法で、規定の方法以上の正確さ及び精密さがある場合は、その方法を用いることができる。ただし、その結果について疑いのある場合は、規定の方法で最終の判定を行う。

(28)　容器とは、飼料添加物を入れるもので、栓、蓋等容器の構成の一部として用いるものも含む。

(29)　密閉容器とは、日常の取扱い又は通常の保存状態において、固体の異物が混入することを防ぎ、内容飼料添加物が損失しないように保護することができる容器をいう。密閉容器の規定がある場合には、気密容器又は密封容器を用いることができる。

(30)　気密容器とは、日常の取扱い又は通常の保存状態において、液体若しくは固体の異物又は水分が浸入せず、内容飼料添加物が損失し、風解し、潮解し、又は蒸発しないように保護することができる容器をいう。気密容器の規定がある場合には、密封容器を用いることができる。

(31)　密封容器とは、日常の取扱い又は通常の保存状態において、気体又は微生物の侵入するおそれのない容器をいう。

(32)　遮光した容器とは、光の透過を防ぐ容器又は光の透過を防ぐ包装を施した容器をいう。